



ISBN978-4-7515-3144-0
C8000 ¥4800E
定価 (本体 4,800円 + 税)

著作権って何?

現代人なら知っておきたい
最低限の著作権ルール



著作権って何?

現代人なら知っておきたい
最低限の著作権ルール

著／稲葉茂勝・渡邊優

協力／山根法律総合事務所
編／こどもくらぶ

あすなろ書房

特別堅牢製本図書



著作権って何?

現代人なら知っておきたい
最低限の著作権ルール

著／稲葉茂勝・渡邊優
協力／山根法律総合事務所
編／こどもくらぶ

あすなろ書房

1 そもそも「著作」とは？

「著作」は、一般には書物を書きあらわすこと、また、その書物をさします。でも、この本に出てくる「著作(物)」とは、書物のほか、芸術作品や音楽など、独自の考えや気持ちを作品として表現したものをさします。

著作物とは

小説や論文、詩歌など、言葉(言語)で表現された「著作(物)」(以下「著作物」と記す)を、「言語の著作物」といいます。著作物には、言語で表現されたもの以外にも、下の表に示すように、「音楽の著作物」や「映画の著作物」「写真の著作物」など、たくさんの種類があります。どれも、「独自の考えや気持ちを作品として表現したもの」です。

また、「映画の著作物」を除き、著作物は「固定」(録音や録画、印刷など)されていなくても

著作物の種類

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲および楽曲をともなう歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品もふくむ)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビドラマ、ネット配信動画、ビデオソフト、ゲームソフト、コマーシャルフィルムなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータプログラムなど

いいのです。たとえば、「原稿なしの講演」や「即興の歌」なども著作物になります。

ほとんどの著作物は「著作権法」(→p13)という法律で保護されています。ところが、著作物であっても著作権法の対象外のものもあります。下がその例です。

- (1) 憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則もふくむ)
- (2) 国や地方公共団体または独立行政法人*1の告示、訓令、通達など
- (3) 裁判所の判決、決定、命令など

*国、地方公共団体または独立行政法人の作成する翻訳物や編集物も公益的なものとして比較的自由な利用が認められている。

著作権のないもの

日本には著作権に関係する仕事をする「文化庁」という役所があります。

文化庁は、文化に関するさまざまな国の政策を推進したり、文化面での国際交流をおしすすめたり、また、博物館*2による社会教育などの仕事をして、日本の文化芸術を世界へ、そして次の世代へと伝えていく役割を果たしています。

文化庁のホームページでは法律が保護する著作物であるためには次の事項をすべて満たす必要があると示しています。

- (1) 「思想または感情」を表現したものであること(単なるデータは除かれる)
- (2) 思想または感情を「表現したもの」であること(表現されていないものは除かれる)
- (3) 思想または感情を「創作的」に表現したものであること(他人の作品の模倣などは除かれる)
- (4) 「文芸、学術、美術または音楽の範囲」に属するものであること(工業製品などは除かれる)

ここで注意しなければならないのは、(3)に明記されている「創作的」という言葉で、「他人の作品の模倣が除かれる」ということです。

もっとくわしく

文化庁の成り立ち

主としてヨーロッパ的な芸術文化に関する行政と、国語や著作権、および宗教に関する行政を担当していた文部省の内局であった文化局と、伝統的な文化の中心である文化財保護委員会が統合し、1968年6月、当時の文部省の外局として「文化庁」が発足した。その後、2001年の中央省庁の再編により文部科学省の外局になるとともに、国立博物館や国立美術館などが独立行政法人として分離し、現在の文化庁となった。



文化庁が所属する文部科学省が入っている霞が関の中央合同庁舎7号館。手前は旧文部科学省庁舎(登録有形文化財)。文化庁は京都への移転が決まり、2023年3月から本格的に京都での業務を開始する。

*1 独立行政法人：公共上必要とされる事業を効率的かつ効果的に遂行するために、国から独立して設けられた法人のこと。たとえば国立大学や造幣局、国立病院機構など。

*2 博物館：歴史・芸術・自然科学などに関する資料を集めて展示し、一般の人びとに公開する事業をおこなう施設。

4 「NO MORE映画泥棒」

今、たいていの映画館では、映画がはじまる前に、「NO MORE映画泥棒」というコマーシャル (CM) を流しています。上映されている映画をかくれて録画する行為を「映画泥棒」といい、「映画泥棒は犯罪」だということを警告しているのです。

「NO MORE映画泥棒」のポスター。写真提供：©「映画館に行こう！」実行委員会

「NO MORE映画泥棒」

「NO MORE映画泥棒」とは、「映画館に行こう！」実行委員会*1が展開する「映画盗撮防止キャンペーン」のキャラクターです。独特の動きで映画を盗撮しようとするカメラ男と、盗撮防止のためカメラ男を追うパトランプ男は、映画を見にきた人だけでなく、多くの人から認知されています。

著作権法および2007年8月に施行された「映画の盗撮の防止に関する法律」*2により、映画の盗撮により著作権を侵害した者は、私的使用の目的で起こった場合であっても、罰則(10年以下の懲役、または1000万円以下の罰金またはこれらの併科)の対象となりました。盗撮した人だけでなく、「違法にアップロードされている著作物であることを知りながら、反復・継続してダウンロードした場合(→右ページ)は、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれらを併科する」と定めら



れています。上記のCMは、映画を見にきた人たちに、画上映の前にそのことを伝えているのです。

映画泥棒なんてしない、でも……

この本を読んでいる人のなかには、左ページに記した映画泥棒などする人はひとりもいないはず。でも「違法にアップロードされている著作物であることを知りながら、反復・継続してダウンロード」する人がまったくいないかという、どうでしょうか？

「違法にアップロードされている著作物である」ことを知らないで、ダウンロードすることはないでしょうか？

動画投稿サイトなどに流されている映画のなかには、映画の製作者にだまってアップロードされたものもあります。それを、多くの人が無意識に見てしまっているのは確か！「映画館に行こう！」実行委員会は、そうした人たちに対して、「映画泥棒」のCMを流して警鐘を鳴らしているのです。

なお、法律では、違法であることを知らずにするのと、知っていてするのとでは、大きなちがいがありません(→p38)。



もっとくわしく

アップロード・ダウンロード

「アップロード」とは、別のコンピュータへデータを送信すること。具体的にいえば、手元のスマホやパソコンなどからSNSなどに、写真・画像・動画・音声・テキストなどのファイルを送ること。一方、「ダウンロード」は、通信回線やネットワークを通じて、別のコンピュータなどからデータを受信すること。また、受信したデータを記憶装置上のファイルなどにまとめた形で保存することをいう。

なお、音声や動画の視聴などの場合、データを視聴者のコンピュータにファイルなどの形で保存してから試聴する方式を「ダウンロード型視聴」「ダウンロード再生」「ダウンロード配信」などという。これが、左ページに記された「反復・継続してダウンロード」にあたるのだ。

*1 「映画館に行こう！」実行委員会：日本映画製作者連盟、外国映画輸入配給協会、モーションピクチャー・アソシエーション (MPA)、全国興行生活衛生同業組合連合会の4団体で構成。

*2 「映画の盗撮の防止に関する法律」：この法律がつけられたのは、著作権法第30条(→p20)では私的使用を目的とするときは例外的に著作権者の許諾なく著作物の複製ができるとされているため、映画の盗撮を効果的に防止できなかったから。

① 先生も勉強する著作権

Q 自分でつくった試験問題は、著作物になりますか？

A 試験問題は、1問だけということほとんどありませんから、「編集著作物」になる可能性があります。

■ 具体的な解説

著作権法では、「その素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する」とあります。どんな問題を選び、どのような順序でならべたかは、試験問題を作成した人の創意や工夫があるので、編集著作物（→p17）として試験問題全体が保護の対象になる可能性がありますと考えられます。

■ 注意事項

著作物になり得ない問題もあります。たとえば、足し算や引き算、割り算やかけ算の問題などには、創作性や工夫があるとは認められません。また、文章問題でも、だれがとっても同じような表現になってしまうものは、創作性があるとは認められません。

文章の表現に創作性があるような問題であれば、創作性があると認められて、言語の著作物（→p8）として認められる場合があると考えられます。

■ 関連法律

- 著作権法（以下、法）第12条（編集著作物）
編集物（データベース*に該当するものを除く。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

*データベース：数値や画像などのデータが集まったもので、ただ保管されたデータではなく、特定のルールによって規則正しく整理されている。



Q 国語の授業で、夏目漱石の小説をコピーして生徒に配り、読書感想文を書いてもらおうと思いますが、問題ないでしょうか。また伊坂幸太郎*の小説だったらどうでしょうか。

A 夏目漱石の小説をコピーし生徒に配っても問題はありせん。伊坂幸太郎の小説を無断でコピーして使ってはいけません。

具体的な解説

夏目漱石は1916年に亡くなっているので、すでに著作権（複製権）は消滅しています。一方、伊坂幸太郎（1971年生まれ）は存命中で、著作権（複製権）は保護されています。著作権法で

は学校の授業に「必要と認められる限度において」コピー（複製）が認められていますが、小説の一部でなく全部をコピーすることは、その限度をこえていると見られます。

*伊坂幸太郎：1971年生まれの小説家。ここでは、著作権の保護期間が消滅していない作家の例としてあげている。

注意事項

著作権の保護期間が切れていても、別の人が子ども用に読みやすくしたり、解説をつけたダイジェスト版などに編集したりして出版している場合は、この本について別の著作権者がいるので、出版社などに照会するのが適切です。

著作者にとっては、本がより多く売れることが利益です。小説のごく一部ではなく全部がコピーされると、本が売れることによる著作者の利益が不当に害されてしまうので、たとえ学校教育という目的であっても、認められていないのです。著作者の許可を得るか、市販の書籍を生徒の数だけ買う必要があります。

関連法律

- 法第51条第2項（保護期間の原則）
著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）70年を経過するまでの間、存続する。
- 法第35条第1項（学校その他の教育機関における複製等）
学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

5 授業で配る、子どもに読ませたい本を紹介するためのプリントには、どこまでならのせてもいいのですか?

A 出版物の作品名や著者名、出版社名、発行年、定価などは、単なるデータですから紹介することは問題ありません。かんたんなあらすじをのせることも可能です。でも、表紙の写真や本のさし絵などは、かならず著作者の理解が必要です。



出典：「ダイバーシティとSDGs」（岩崎書店刊）より

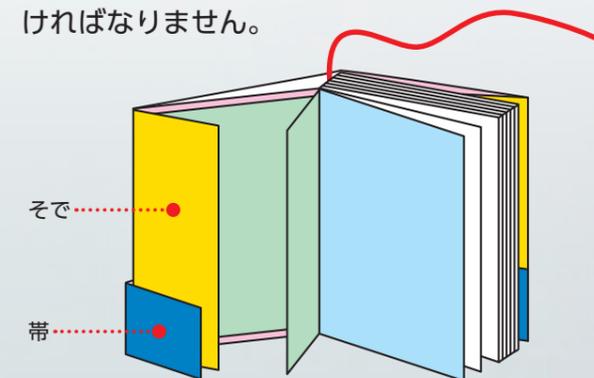
■ 具体的な解説

あらすじの紹介は、その程度によります。数行程度の紹介の場合、著作権者の二次的著作物の権利である「**翻案権**」を侵害したとは考えられません。しかし、その本の内容が相当わかってしまうようなものは、著作者の理解が必要です。

表紙の多くは写真や絵を使っています。その写真や絵の著作者は、出版社などに著作権（財産権）を譲渡していることが多くなっています。表紙を紹介する場合には、まずは出版社に理解を得なければなりません。また、本文のさし絵*を紹介する場合も同様です。なお、表紙写真の転載については、出版社に依頼すれば、学校で配るプリントに使用する場合は、ほとんどの場合了解されます。ただし、さし絵の場合は、ことわられる場合もあります。

■ 注意事項

本にはそでや帯に内容紹介がついています。その文にも、書いた編集者などの著作権があります。そのまま使うときは、出版社の理解を得なければなりません。



*さし絵：本文のなかにさしはさむ絵のこと。その文章に関係のある事物が描かれるのがふつう。

■ 関連法律

● 法第27条（翻訳権、翻案権等）
著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

① 先生も勉強する著作権

Q 運動会でクラスの応援プラカードや旗に、
9 人気まんがの登場人物の絵を描いて
よいでしょうか。

A 運動会での使用ならば、
著作者の了解なく、人気まんがの
登場人物の絵を描いてもかまいません。



学校の行事としておおいに盛り上がる運動会や体育祭。クラスやチームの団結力を高めるシンボルとして、オリジナルの応援旗は欠かせない。
写真協力/岸和田市立産業高等学校



■ 具体的な解説

人気まんがの絵を描くのは「複製」にあたるので、原則として著作権者の了解が必要ですが、授業の過程で利用するためなら、了解なしに複製することが認められています。そして、運動会はここでいう「授業の過程」にふくまれると考えられていますから、運動会のプラカードに登場人物の絵を描いてもよいのです。

■ 注意事項

運動会は「授業の過程」にふくまれますが、描いた絵を運動会が終わったあとも展示しておいたり、たくさん印刷して学校外に配ったり、ましてや作品展に出品したりすることは「授業の過程」とは見られませんから、そのような場合には著作権者の了解をとる必要があります。

■ 関連法律

● 法第35条第1項(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

Q 13 学校の授業で使うためのアプリケーション・ソフトウェアを1つ購入し、教室に備え付けのパソコン複数にコピーして、生徒に使わせてよいでしょうか。

A ソフトウェアも著作権法で保護されており、多くの場合、コピーは「著作権者の利益を不当に害する」ので、認められません。

具体的な解説

市販されているアプリケーション・ソフトウェアも、著作権法で保護される著作物です。漢字練習帳(→p48)や楽譜(→p50)と同じく、利用者一人ひとりが購入すべきものですので、たとえ授業で利用する場合でも、複数コピーするのは「著作権者の利益を不当に害する」ことになってしまいます。パソコンの数だけ購入するか、一定台数まで使用できる契約内容のソフトウェアを使用するのが適切です。

注意事項

ソフトウェアのなかには、無料でコピーできるフリーソフトウェア(無料のソフトウェア)などもありますが、いずれにせよ使用規定や利用規約をよく読んでください。

関連法律

●法第35条第1項(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。



Q 14 学校放送のBGMとして、市販のCD収録の音楽を流してよいでしょうか。

A 学校放送を聞けるところが学校内だけであれば、流してもかまいません。

具体的な解説

学校「放送」というと、著作権者の「公衆送信権」が気になります。でも、「公衆送信」というのは、原則として公衆(不特定または特定多数)によって直接受信されることを目的として送信することであつて、学校内(同一の構内)にある各教室に流す場合は「公衆送信」ではなく、「演奏」と見なされます。では「演奏権」との関係はどうかというと、非営利・無料の演奏は可能とされているので、著作権者の了解なしに学校放送で流すことに問題はなりません。

注意事項

この事例は、あくまで学校という同一の構内にいる人たちを対象とし、非営利・無料で放送される場合に限定されていることに注意しましょう。もし学校敷地外の人たちも聞くことができ

関連法律

●法第2条第7号の2(定義)

公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(電気通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。))を行うことをいう。

●法第38条第1項(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

るようなスピーカーが1つでもあったら、不特定の人たちが対象となるので、演奏ではなく公衆送信となり、無断では放送できません。

Q わたしの甥っ子はとてもダンスがうまくて、EXILEの振り付けをかんぺきにこなすので、動画投稿サイトにアップしたらどう？とすすめたけれど、問題にならないでしょうか。

A 芸能人のダンスをモノマネするだけならば問題ありませんが、動画サイトへの投稿は、関係者の了解を求める必要があります。

■ 具体的な解説

この事例では、いろいろな人たちの権利がかわってきます、ダンスの音楽を自分で演奏・録音して使うのではなく、CDなどの音源を使ってダンスをしている画像をアップする場合は、レコード会社などの許諾を得る必要があります。ダンサー（実演家）のまねをすることは権利のなかにはふくまれていませんので、了解は必要ありませんが、ダンスの振り付けは舞踊の著作物であり、振付師が著作権をもっていますので振付師の許諾が必要です。なお、自ら創作したダンスであれば、他人の著作物を利用しているわけではありませんので、この場合は、音楽の利用について気をつければよいことになります。

■ 注意事項

関係者の了解なくダンスをSNSで披露するためには、その音楽を自分で演奏・録音し、自分で振り付けを考えて動画を撮影し、アップするのが安全です。

なお、ダンスの音楽そのもの（曲と詞）は、多くの場合、大手動画投稿サイトとJASRAC（→p91）などの音楽著作権管理団体のあいだで、投稿者が自由に使ってよいという契約をしていますが、念のためにJASRACなどに確認しておくのが安全です。

■ 関連法律

● 法第23条（公衆送信権等）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

● 法第10条（著作物の例示）

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。（中略）

- 2 音楽の著作物
- 3 舞踊又は無言劇の著作物

